

令和3年藤枝市議会
定例会11月定例会議案

令和3年11月22日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
第 6 3 号 議 案	令和 3 年度藤枝市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
第 6 4 号 議 案	藤枝市税条例の一部を改正する条例	1
第 6 5 号 議 案	藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2
第 6 6 号 議 案	藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
第 6 7 号 議 案	藤枝市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例	6
第 6 8 号 議 案	藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例	7
第 6 9 号 議 案	藤枝市岡部玉露の里の指定管理者の指定について	11
第 7 0 号 議 案	藤枝総合運動公園の指定管理者の指定について	12
第 7 1 号 議 案	藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスコートの指定管理者の指定について	13
第 7 2 号 議 案	藤枝市民体育館・藤枝市武道館の指定管理者の指定について	14
第 7 3 号 議 案	大久保グラススキー場・大久保キャンプ場の指定管理者の指定について	15
第 7 4 号 議 案	藤枝市福祉センターきすみれの指定管理者の指定について	16
第 7 5 号 議 案	養護老人ホーム藤枝市立円月荘の指定管理者の指定について	17
第 7 6 号 議 案	藤枝市老人福祉センター藤美園の指定管理者の指定について	18
第 7 7 号 議 案	いきいきサロン藤の里の指定管理者の指定について	19
第 7 8 号 議 案	藤枝市産学官連携推進センターの指定管理者の指定について	20
第 7 9 号 議 案	市有財産（土地）の処分について（高田）の変更について	21
第 8 0 号 議 案	志太広域事務組合同規約の変更について	23
第 8 1 号 議 案	志太広域事務組合同規約の変更に伴う財産処分について	24

藤 枝 市 税 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

藤 枝 市 税 条 例 （ 昭 和 29 年 藤 枝 市 条 例 第 14 号 ） の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

附 則 第 3 条 の 2 第 1 項 中 「 平 成 3 4 年 3 月 3 1 日 」 を 「 令 和 9 年 3 月 3 1 日 」 に
改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤枝市条例第33号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 事業所内保育事業（第 4 3 条—第 4 9 条）」を
「第 5 章 事業所内保育事業（第 4 3 条—第 4 9 条）
第 6 章 雑則（第 5 0 条）」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

（電磁的記録）

第 5 0 条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 2 条・第 5 3 条）」

「 第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第 5 2 条・第 5 3 条）
を
第 4 章 雑則（第 5 4 条） 」

に改める。

第 6 条第 2 項から第 6 項までを削る。

第 3 9 条第 2 項を削る。

第 4 3 条第 1 項第 3 号中「この号」の次に「及び第 4 項第 1 号」を加える。

本則に次の 1 章を加える。

第 4 章 雑則

（電磁的記録等）

第 5 4 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもの
のうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、
副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記
載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが
規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的
記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができな
い方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの
をいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出につい
ては、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交
付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者
の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」
という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、
教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した
電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情
報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電

磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあ

り、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

藤枝市勤労者福祉センター条例（昭和61年藤枝市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)体育室等の表職業・技能講習室の項を削り、同表中「教育文化室」を「教養文化室」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市手数料徴収条例の一部を改正する条例

藤枝市手数料徴収条例（平成12年藤枝市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の第 7 の部(1)の項中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、同項の表を次のように改める。

区分		手数料の額	
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この第 7 の表において「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書を添付する場合、又は住宅品質確保法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅	15,000円	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1 棟当たりの申請に係る戸数が 1 戸のもの	15,000円
		1 棟当たりの申請に係る戸数が 1 戸を超え 5 戸以下のもの	26,000円
		1 棟当たりの申請に係る戸数が 5 戸を超えるもの	42,000円
確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	22,000円	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1 棟当たりの申請に係る戸数が 1 戸のもの	22,000円
		1 棟当たりの申請に係る戸数が 1 戸を超え 5 戸以下のもの	38,000円
		1 棟当たりの申請に係る戸数が 5 戸を超えるもの	61,000円

その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		52,000円
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	52,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	118,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	187,000円
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		77,000円
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	77,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	176,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	280,000円

別表の第7の部(2)の項の表を次のように改める。

区分		手数料の額
住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書を添付する場合、又は住宅品質確保法第6条の2第3項に規定する確認	一戸建ての住宅	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの
		12,000円
		12,000円

書（以下この項において「確認書」という。）を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	21,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	34,000円
確認書を添付する場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅		17,000円
	一戸建ての住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	17,000円
	以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	30,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	49,000円
その他の場合（住宅を新築する場合に限る。）	一戸建ての住宅		31,000円
	一戸建ての住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	31,000円
	以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	67,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	107,000円

	の		
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	一戸建ての住宅	45,000円	
	一戸建ての住宅 以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数が1戸のもの	45,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	99,000円
		1棟当たりの申請に係る戸数が5戸を超えるもの	159,000円

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

藤枝市岡部玉露の里の指定管理者の指定について

藤枝市岡部玉露の里の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市岡部玉露の里
指定管理者 静岡市葵区鷹匠一丁目 1 番 1 号
株式会社静岡リテイリング
代表取締役社長 前田 大輔
指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

藤枝総合運動公園の指定管理者の指定について

藤枝総合運動公園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝総合運動公園
指定管理者 藤枝市原 1 0 0 番地
藤枝市サッカー協会グループ
代表者 一般社団法人藤枝市サッカー協会 会長 岸 登志満
指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスの指定管理者の指定について

藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市民グラウンド
藤枝市民テニス場
指定管理者 藤枝市下青島 2 1 1 番地の 1 SANKOビル 4 階
株式会社協栄 静岡支店
支店長 岩崎 香
指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

藤枝市民体育館・藤枝市武道館の指定管理者の指定について

藤枝市民体育館・藤枝市武道館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市民体育館
藤枝市武道館
指定管理者 藤枝市駅前三丁目 2 1 番 1 号
特定非営利活動法人藤枝市スポーツ協会
会長 臼井 郁夫
指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

第73号議案

大久保グラススキー場・大久保キャンプ場の指定管理者の指定について
大久保グラススキー場・大久保キャンプ場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 大久保グラススキー場
大久保キャンプ場
指定管理者 藤枝市瀬戸ノ谷11021番地
株式会社おれっふ大久保
代表取締役 杉本 卓美
指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

藤枝市福祉センターきすみれの指定管理者の指定について

藤枝市福祉センターきすみれの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市福祉センターきすみれ

指定管理者 藤枝市岡部町内谷1400番地の1

社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会

会長 水野 明

指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

養護老人ホーム藤枝市立円月荘の指定管理者の指定について

養護老人ホーム藤枝市立円月荘の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 養護老人ホーム藤枝市立円月荘

指定管理者 藤枝市中ノ合 2 5 2 番地の 1

社会福祉法人富水会

理事長 糸柳 格順

指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

藤枝市老人福祉センター藤美園の指定管理者の指定について

藤枝市老人福祉センター藤美園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市老人福祉センター藤美園

指定管理者 藤枝市岡部町内谷 1 4 0 0 番地の 1

社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会

会長 水野 明

指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

いきいきサロン藤の里の指定管理者の指定について

いきいきサロン藤の里の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 　いきいきサロン藤の里

指定管理者 　藤枝市岡部町内谷 1 4 0 0 番地の 1

　　　　　　　社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会

　　　　　　　会長 　水野 　明

指定の期間 　令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

藤枝市産学官連携推進センターの指定管理者の指定について

藤枝市産学官連携推進センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市産学官連携推進センター

指定管理者 藤枝市駿河台四丁目1番1号

静岡産業大学グループ

代表者 学校法人新静岡学園 理事長 三枝 幸文

指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

市有財産（土地）の処分について（高田）の変更について

平成 3 1 年 2 月藤枝市議会定例会において議決された市有財産（土地）の処分について（高田）の議決の一部を次のとおり変更することについて、藤枝市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年法律第 11 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | | |
|---|--------|-----|--|
| 1 | 地積 | 変更前 | 8 4 , 0 5 3 m ² |
| | | 変更後 | 8 3 , 9 7 8 . 2 8 m ² |
| 2 | 売却価格 | 変更前 | 3 , 3 0 5 , 3 8 4 , 2 2 5 円 |
| | | 変更後 | 3 , 1 2 2 , 1 0 1 , 9 0 4 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 変更前 | (1) 静岡市清水区入船町 1 1 番 1 号
エスエスケイフーズ株式会社
代表取締役社長 下山田 英一 |
| | | | (2) 藤枝市上当間 6 7 4 番地
トヨタ部品静岡共販株式会社
代表取締役 藪内 行雄 |
| | | | (3) 藤枝市岡部町岡部 2 2 0 9 番地の 1 8
美光産業株式会社
代表取締役 杉山 貴久 |
| | | | (4) 藤枝市八幡 5 2 1 番地の 8
山喜本舗有限会社
代表取締役 磯部 義金 |
| | | | (5) 藤枝市八幡 2 0 8 番地の 1
ダン化学株式会社
代表取締役 大石 亮太 |
| | | | (6) 焼津市藤守 1 4 2 5 番地
永和工業株式会社
代表取締役 反町 常一 |

- 変更後
- (1) 静岡市清水区入船町 1 1 番 1 号
エスエスケイフーズ株式会社
代表取締役社長 中村 悟
 - (2) 名古屋市熱田区六野一丁目 2 番地 9
トヨタモビリティパーツ株式会社
代表取締役社長 榊原 弘隆
 - (3) 藤枝市岡部町岡部 2 2 0 9 番地の 1 8
美光産業株式会社
代表取締役 杉山 貴久
 - (4) 浜松市浜北区新堀 7 0 番地の 6
浜名梱包輸送株式会社
代表取締役 鈴木 猛
 - (5) 藤枝市八幡 2 0 8 番地の 1
ダン化学株式会社
代表取締役 大石 亮太
 - (6) 焼津市藤守 1 4 2 5 番地
永和工業株式会社
代表取締役 反町 常一

志太広域事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係市と協議の上、志太広域事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

志太広域事務組合同規約の一部を変更する規約

志太広域事務組合同規約（昭和47年静岡県指令地第300号）の一部を次のように変更する。

第14条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第5章を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この規約は、知事の許可の日から施行する。

志太広域事務組合規約の変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 8 9 条の規定により、関係市と協議の上、志太広域事務組合規約の変更に伴う財産処分を次のとおり定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求める。

1 志太広域事務組合地域振興事業基金の出資金等の処分

志太広域事務組合地域振興事業基金（志太広域事務組合地域振興事業基金条例（平成元年志太広域事務組合条例第 4 号）第 1 条に規定する基金をいう。）として積み立てられた出資金等の総額 1 0 億円について、関係市が志太広域事務組合規約（昭和47年静岡県指令地第300号）第 1 6 条及び別表第 2 の規定で定める割合に応じ負担した金額及び静岡県が負担した金額と同額を関係市及び静岡県に返還する。

2 処分する財産の内容

団体名	返還する出資金等の額
焼津市	452,160,000円
藤枝市	447,840,000円
静岡県	100,000,000円
合計	1,000,000,000円

令和3年藤枝市議会定例会 11月定例会月議会 議案提案理由書（第64号議案～第81号議案）

第64号議案

法人市民税法人税割の超過課税の適用期間を5年間延長することに伴い、所要の改正を行うものであります。

第65号議案

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、厚生労働省令を引用している条文の整理を行うとともに、書面等によることとされている手続等について、電磁的方法による対応を可能とする規定を追加するものであります。

第66号議案

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、それぞれの法令を引用している条文の整理を行うとともに、併せて、書面等によることとされている手続等について、電磁的方法による対応も可能とする規定を追加するものであります。

第67号議案

例規の見直しに伴い、勤労者福祉センター内の施設の名称を現状に即したものに改めるなど、所要の改正を行うものであります。

第68号議案

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の額を規定するとともに、引用している条文の整理を行うなど所要の改正を行うものであります。

第69号議案

地方自治法第244条の2第6項の規定により、令和4年4月1日から藤枝市岡部玉露の里の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるもの

であります。

第 70 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から藤枝総合運動公園の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 71 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスの管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 72 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から藤枝市民体育館・藤枝市武道館の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 73 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から大久保グラススキー場・大久保キャンプ場の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 74 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から藤枝市福祉センターきすみれの管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 75 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から養護老人ホーム藤枝市立円月荘の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 7 6 号議案

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から藤枝市老人福祉センター藤美園の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 7 7 号議案

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日からいきいきサロン藤の里の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 7 8 号議案

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から藤枝市産学官連携推進センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 7 9 号議案

平成 3 1 年 2 月議会において議決を得た内陸フロンティアパーク藤枝たかたの市有財産の処分について、対象となる土地の地積、売却価格、契約の相手方に変更が生じたため、藤枝市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第 8 0 号議案

志太広域事務組合地域振興事業基金を廃止する志太広域事務組合同規約の変更について、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第 8 1 号議案

志太広域事務組合同規約の変更に伴う財産処分について、地方自治法第 2 8 9 条の規定により協議するため、同法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。